

平成 18 年度環境省請負調査報告書

平成 1 8 年度
環境影響評価技術手法（景観関連）
調査報告書

平成 1 9 年 3 月

財団法人 自然環境研究センター

はじめに

近年、日常生活の中の身近な場所の景観に関する関心が高まってきている。

都市においては、高層マンションの建設を巡る住民の反対運動や、歴史的な建造物の保全、住民参加によるまちづくり、都市から眺望される山なみ景観の保全などの取り組みが増えつつあり、また、地方の農山村地域においては、ため池及び棚田などの里山景観の保全などの動きが見られるようになっている。このように、日常生活の中で慣れ親しんだ身近な景観、地域らしさが残っている都市景観や農山村景観が見直され、その保全を求める運動や景観行政への住民参加の動きが各地で盛んになってきている。

また、平成 17 年 6 月に全面施行された景観法を受けて、地方自治体における景観計画の策定や景観地区の指定など、景観の保全整備に関わる行政の取り組みもここ数年大きく進んできている。

このような景観をめぐる社会的状況が変化する中で、環境影響評価においても、対象事業による景観への影響を幅広い観点からの確に把握し、適切な環境保全措置を検討・実施することが求められている。

景観に関する環境影響評価のあり方については、平成 17 年 2 月の「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会報告」を受けて、「平成 17 年度環境影響評価技術調査報告書 景観に関する環境影響評価の今後のあり方」において、日常生活の中の身近な景観を重要視すること、自然景観に加えて都市や農山村の景観など幅広い景観を対象とすること、景観の歴史的・文化的側面についても着目すること、また、これらを適切に調査・予測するために必要な景観の捉え方、技術手法などを盛り込むこと、などの課題が整理された。

本業務はこれらの課題をふまえ、景観の環境影響評価を適切に行うために、眺望景観中心であった従来の調査・予測手法等の見直しを行い、地域の固有な景観特性、景観の歴史的・文化的側面なども考慮して、事業による景観への影響を調査・予測する上で、重要な観点やとり入れるべき最新の技術手法などについての検討を行い、新しい技術ガイドを作成しその普及を図ることを目的としている。

なお、本業務は検討委員会を設置し、専門的な助言を受けながら 2 ヶ年で調査を実施し技術ガイドの形にとりまとめることとしている。

本年度は、技術ガイド作成のための方針を検討し、特に環境影響評価における景観の扱い方を考える上で何に重点を置くべきかというポイントや、景観行政との連携と役割分担のあり方などについて検討をした。また、身近な景観の調査・予測手法の考え方を整理するため、身近な景観をめぐる課題についての事例検討を行った。さらに、住民等との合意形成のプロセスが重要であるという観点から、景観行政で行われている住民参加の方法などを整理し、環境影響評価における住民意見の聴取や反映のあり方について検討した。以上をふまえ、新しい景観の技術ガイドの素案として、作成方針及び目次（案）を作成した。

次年度は本年度の検討結果をふまえ、重点的な議論が必要な項目として、事業実施により生じる景観への影響の考え方、身近な景観の調査・予測の適切な手法の選定及び実施方法、環境保全措置や事後調査のあり方などについて、事例等の分析を交えながら検討をさらに加え、新しい景観の技術ガイドとしてとりまとめる予定である。

目 次

はじめに

1 技術ガイド作成のための課題	1
(1) 景観の環境影響評価に関する課題	1
1) 環境影響評価の技術指針、技術ガイドにおける「景観」の取り扱い	
2) 身近な景観の重要性	
(2) 既存の技術ガイドなどにおける課題	3
1) 景観の調査・予測・評価における課題	
2) 景観の環境保全措置における課題	
(3) 景観の技術ガイドの構成イメージ	6
2 身近な景観における課題の事例検討	9
(1) 目的	9
(2) 事例検討の対象地	9
(3) 調査日時	10
(4) 都市景観	11
1) 東京都国立市のマンション問題	
2) 東京都台東区（谷中及び周辺地域）のマンション問題	
3) 鎌倉市の景観行政	
(5) 農山村景観 埼玉県入間郡・所沢市（三富新田）	26
(6) まとめ	27
1) 都市域における身近な景観の課題	
2) 景観行政と住民等がかかわってきた身近な景観における課題	
3) 農山村景観における身近な景観の課題の事例検討	
4) 事例検討を踏まえて景観の技術ガイドで盛り込むべき内容	
3 景観の環境影響評価における合意形成のあり方について	29
(1) 住民等の意見の重要性	29
(2) 各制度における住民等の意見・専門家意見の聴取の仕組み	29
1) 環境影響評価の制度と景観法の比較	
2) 国土交通省所管公共事業における意見聴取の仕組み	
3) 地方自治体の景観条例等における意見聴取の仕組み	
(3) 環境影響評価法に基づき提出された住民等の意見の分析	44
1) 新石垣空港整備事業に係る環境影響評価準備書（沖縄県）の概要	
2) 準備書にみる住民等の意見の分析	
(4) まとめ	51
1) 各制度における住民等の意見・専門家意見の聴取の仕組み	

2) 環境影響評価法に基づき提出された住民等の意見の分析	
4 景観の技術ガイドの素案	53
(1) 景観の技術ガイドの作成方針	53
1) 景観の技術ガイドの活用方法	
2) 景観の技術ガイドの基本的な記述内容	
3) 景観の技術ガイドのポイント	
(2) 景観の技術ガイドの目次(案) と各項目の概要(案)	56
1) 景観の技術ガイドの目次(案)	
2) 各項目の概要(案)	
(3) 今後の「景観の技術ガイド」作成に向けたスケジュール(案)	66
5 引用文献・参考文献	67

参考資料集

参考資料 1 環境影響評価書のレビューから見た現状と問題点	1
参考資料 2 環境影響評価法と地方自治体環境影響評価条例における対象事業	9
参考資料 3 都道府県・政令市における環境影響評価制度対象事業一覧	12
参考資料 4 各省庁の景観に関するガイドライン及びマニュアル	13
参考資料 5 平成 18 年度環境影響評価技術手法(景観関連) 検討委員会 第 1 回委員会議事要旨	15

検討委員名簿

○ 熊谷 洋一	東京農業大学地域環境科学部 教授 東京大学名誉教授
小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科 助教授
齋藤 潮	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授
斎藤 馨	東京大学大学院新領域創成科学研究科 助教授
下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
土肥 真人	東京工業大学社会理工学研究科 助教授
西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科 教授

50 音順、敬称略（○：座長）

ワーキンググループ名簿

有本 誠	財団法人自然環境研究センター 研究主幹
川瀬 恵一	財団法人自然環境研究センター 主席研究員
町田 怜子	財団法人自然環境研究センター 研究員

1 技術ガイド作成のための課題

「平成 17 年度環境影響評価技術調査報告書 景観に関する環境影響評価の今後のあり方（環境省）」では、景観の技術ガイドの作成に関わる課題が抽出された。主に同報告書の検討委員会で挙げられた問題点を以下に整理する。

（1）景観の環境影響評価に関する課題

1）環境影響評価の技術指針、技術ガイドにおける「景観」の取り扱い

環境影響評価の項目としての「景観」は、環境影響評価の項目及び手法の選定指針等についての考え方を定めた基本的事項において、環境要素を区分した別表のなかで「人と自然との豊かな触れ合い」の一要素として位置付けられており、基本的事項の内容を踏まえて制定された各省庁の主務省令、技術ガイドなどにおいても、ほぼ同様の扱いとなっている。地方自治体が国の基本的事項などを踏まえて独自に定めた技術指針などにおいても、歴史的・文化的景観、もしくは歴史的・文化的環境、歴史的・文化的遺産などの表現で別の項目として扱う例（京都府、大阪府、三重県、長崎県、佐賀県、高知県、沖縄県など）や、文化財という項目として扱う例（青森県、群馬県、長野県）、大都市を抱える自治体では都市景観の記載がある例（神奈川県、大阪府など）など、扱いの異なる例がいくつかの自治体で見られるものの、多くの自治体では似たような内容となっている。そのため、対象とする景観が自然景観中心となり、景観の環境影響評価において調査すべき内容が狭く解釈され、調査・予測の手法も画一的になる傾向があるという課題が指摘されている。

また、近年、景観の環境影響評価において話題となる問題事例は、都市部における道路トンネルの換気塔の問題など、地方自治体の条例に基づく環境影響評価（以下「条例アセス」という）の対象となる規模・内容の開発事業も多く、都市や農山村の市街地及びその近郊地域など、地域住民等の日常生活圏と重なる地域で行われることが多い。しかし、これまでの技術ガイドでは、主として環境影響評価法に基づく環境影響評価（以下「法アセス」という）を対象に技術解説が行われてきたため、近年の環境影響評価で課題となっている住民の身近な景観などの側面については、記述が十分でないのが現状である。

法アセスと条例アセスでは、対象事業の種類や規模（参考資料 2、3）が異なり、各自治体の条例アセスの対象事業では、法アセスでは対象となっていない土砂採取、レクリエーション施設、下水終末処理場、発生土処分場等、学校用地、公園、畜産施設なども幅広くとり扱われている。また、条例アセスでは法アセスと比較して小規模なものが対象となっており、東京都を例にとると、道路の一般国道は、アセス法の第 1 種事業では 4 車線以上で新設・改築 10km 以上が対象となるのに対し、東京都では 4 車線以上で新設・改築 1km 以上が対象となる。土地区画整理事業、新都市基盤整備事業、新住宅市街地開発事業は、法アセスでは 100ha 以上なのに対し、東京都では 40ha 以上が対象となる。

このような法アセスと条例アセスとの対象事業の規模と種類の違い等も考慮して、対象とする景観を幅広く捉え、自然景観に加えて農山村景観、都市景観、日常生活の身近な景観の影響予測手法などの検討を踏まえながら、新しい技術ガイドを作成していくことが必要である。

2) 身近な景観の重要性

近年は、都市における高層マンションの建設など、開発に伴う身近な景観をめぐる紛争が増え、身近な景観の保全を求める地域住民やNPO団体等（以下、「住民等」という）の声が報道等でもよく聞かれるようになってきている。東京の国立市のマンション紛争の例では最高裁まで上告され、平成18年3月の判決のなかで、身近な景観には客観的価値があり、住民は日常的に享受する利益（景観利益）を有するとした見解が示されたところである（第2章P11参照）。都市にとどまらず地方においても、生活の豊かさを志向する価値観の変化から、アメニティ保全の問題が重要性を増してきており、良好な景観の保全・形成は住民等や自治体にとっても、身近でかつ重要な課題となってきた。

開発事業は、都市や農山村、里山、奥山など、さまざまな場所で行われるが、どのような地域で行われるかによって、景観の背景となる自然的条件、歴史文化などの社会的条件、景観形成に関わってきた住民等のかかわり方（農林業、漁業など生業）がさまざまであり、現在の景観を形成している背景に目を向けることが大切である。「土地の景観は、それ自体単に自然景観として存在するのではなく、自然の成り立ちとともにそこに住む人々の生活や風物行事その他その地が有する種々の人工の加わった文化や生活を反映し、内包した総体として存在するのであり、それはその地のこれまでの歴史とが深く結びついて成立し、これらが総体としてその地における景観を形成している」（1989年 和歌の浦景観訴訟、和歌山地方裁判所判決文）。

このような景観の持つ性質から、事業による影響が単に一部の空間的な構造の変化に留まらず、日常的な景観が大きく変貌することによって、時として住民等の誇り、地域文化の崩壊をももたらすことがある。このように、地域で生活している人々の精神的な豊かさを育み、健康的で文化的な生活をもたらしめている「心のよりどころ」や「心のふるさと」となっている景観に、事業が影響を及ぼしうる側面についても考慮することが必要である。

平成17年6月に全面施行された景観法においても「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ」として景観の背景に眼を向ける必要性を説き、「潤いのある豊かな生活環境の創造」として、生活とのかかわりから景観をみることの重要性を基本理念のなかで謳っている。また、景観法の全面施行を受けて、地方自治体では、景観計画の策定に取り組み始めており、今後、地方自治体ごとに独自の景観行政が展開されることが予想される。このような景観行政の動向を受けて、環境影響評価では、景観計画など地域の関連施策・知見を活用し、身近な景観を把握することが必要になってくる。

都市や農山村における景観への影響を把握するためには、住民等の「景観とのかかわり」や「地域の景観に対する思い」を十分理解することが重要であるが、現在は、事業者がこのような地域の景観の背景に十分な眼を向けているとは必ずしもいえない。景観に対する適切な環境保全措置等を検討する上では、住民等の意見や思いに対する調査を行う等して十分に把握・検討し、その結果を踏まえて調査・予測することが必要である。

(2) 既存の技術ガイドなどにおける課題

環境影響評価法の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等が事業種ごとの主務省令によって定められている。各省庁では所管の事業について、基本的事項及び主務省令で定められた内容をもとに、環境影響評価のより具体的な調査、予測手法を技術ガイドとしてまとめている。

「平成 17 年度環境影響評価技術調査報告書 景観に関する環境影響評価の今後のあり方(環境省)」では、一般に入手可能な各省事業別の技術ガイド(表 1)で記載されている「景観項目で調査すべき情報」の解説及び「景観項目に係る調査及び予測の基本的な手法」の解説をレビューし、調査内容や手法を比較している。

表 1 各省事業別技術ガイド

事業官庁	対象事業	出版物名	発行年	編集・監修
国土交通省	道路	道路環境影響評価の技術手法	2000 年	(財)道路環境研究所
国土交通省	面開発	面整備事業環境影響評価技術マニュアル	1999 年	建設省都市局都市計画課
経済産業省	発電所	発電所に係る環境影響評価の手引	1999 年	資源エネルギー庁
厚労・農水 経産・国交	ダム	ダム事業における環境影響評価の考え方(絶版)	2000 年	河川事業環境影響評価研究会
厚生労働省	廃棄物最終処分場	廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル	1999 年	(財)廃棄物研究財団

(平成 17 年度環境影響評価技術調査報告書より)

1) 景観の調査・予測・評価における課題

基本的事項においては、「景観」について「眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする」とされている。また、事業種ごとの指針等を定めた各主務省令では、調査内容として「主要な眺望点の状況」「景観資源の状況」「主要な眺望景観の状況」が挙げられ、影響予測の具体的な手法として「完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的表現方法」が示されている。

これを受けて、各省庁の技術ガイドでは、「主要な眺望点」は「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」で、主要な眺望点の分布や利用の状況について調査することとしている。また、「景観資源」は、道路、面開発、ダムの各事業では、景観と認識される自然的構成要素及び自然的構成要素と一体をなす名勝とし、発電所事業、廃棄物最終処分場では、自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源としている。

調査・予測の基本的手法については、道路、面開発、ダム、廃棄物最終処分場の各事業では、「主要な眺望点と景観資源の状況」は既存文献により把握することとし、「主要な眺望景観の状況」は現地調査で写真撮影やスケッチにより把握することとしている。そして、主要な眺望点や

景観資源の改変は図上解析によりその程度を解析することとし、主要な眺望景観の変化はフォトモンタージュ、コンピュータグラフィックスなど、視覚的な表現方法によりその程度を確認している。発電所事業ではこれらに加えて、可視不可視領域解析も必要に応じ行うとしている。

また、環境省では、環境影響評価の全般的な技術ガイドとして作成された「環境アセスメント技術ガイド・自然とのふれあい（自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会編（2002））」の中で「景観」について解説しており、事業実施区域に隣接した近景域を構成している地域からの眺めを「囲繞景観」として、眺望景観と分けて調査・予測手法の例を記述した。また、眺望変化に伴う景観の価値変化を推定するために、代表的指標の物理的変化量を求めている。

このように、各主務省令や技術ガイドから現在一般的に行われている景観の調査・予測手法を見てみると、眺望景観を対象とした予測が主であり、都市や農山村の住民等が大切に感じている身近で日常的な景観や、地域の景観の歴史的・文化的側面については十分な調査・予測が行われていない。新しい技術ガイドでは、近年重要視されているこれらの身近な景観への影響や、歴史的・文化的側面への影響を調査・予測するための手法を示すことが必要であると考えられる。

2) 景観の環境保全措置における課題

前述の「平成 17 年環境影響評価技術調査報告書 景観に関する環境影響評価の今後のあり方」では、法アセス、条例アセス（東京都、兵庫県）の事例レビューも行っている（参考資料 1 参照）が、景観の環境保全措置としては、緑化（法面緑化、屋上緑化など）、構造物の規模、配置、形状の検討、構造物の色彩に対する配慮などが多くみられていた。緑化は一般的な環境保全措置で、土地区画整理事業、発電所事業、道路事業、ダム事業などで多く、発電所の建屋や道路の橋梁などでは構造物の規模縮小、形状に対する措置がみられた。色彩に配慮した事例としては発電所の煙突などの事例がみられたが、周辺の自然景観と調和した色彩、明度の検討や近景、中景、遠景からみた比較検討は少なかった。このように、評価書の記述からは環境保全措置の検討過程の記述は少なく、曖昧な表現が多い傾向が見られた。また、一部の例（兵庫県）を除き、事後調査による環境保全措置の検証はほとんど行われていなかった。

都市景観、農山村景観などについては、単に景観への影響の低減という観点に留まらず、地域の景観の形成基準や景観保全の方針などと調和した景観づくりが求められる場合もあることから、地域の自然的、社会的な景観特性をふまえ、地域の景観づくりと調和した適切な環境保全措置のあり方などについても、新しい技術ガイドに示すことが必要であると考えられる。

(3) 景観の技術ガイドの構成イメージ

以上の課題の整理等を踏まえて、今回新たに作成する景観の技術ガイドについては、特に以下の三点の内容を重要視した構成イメージを検討した。(p7. 景観技術ガイドの構成イメージ図(案)参照)。

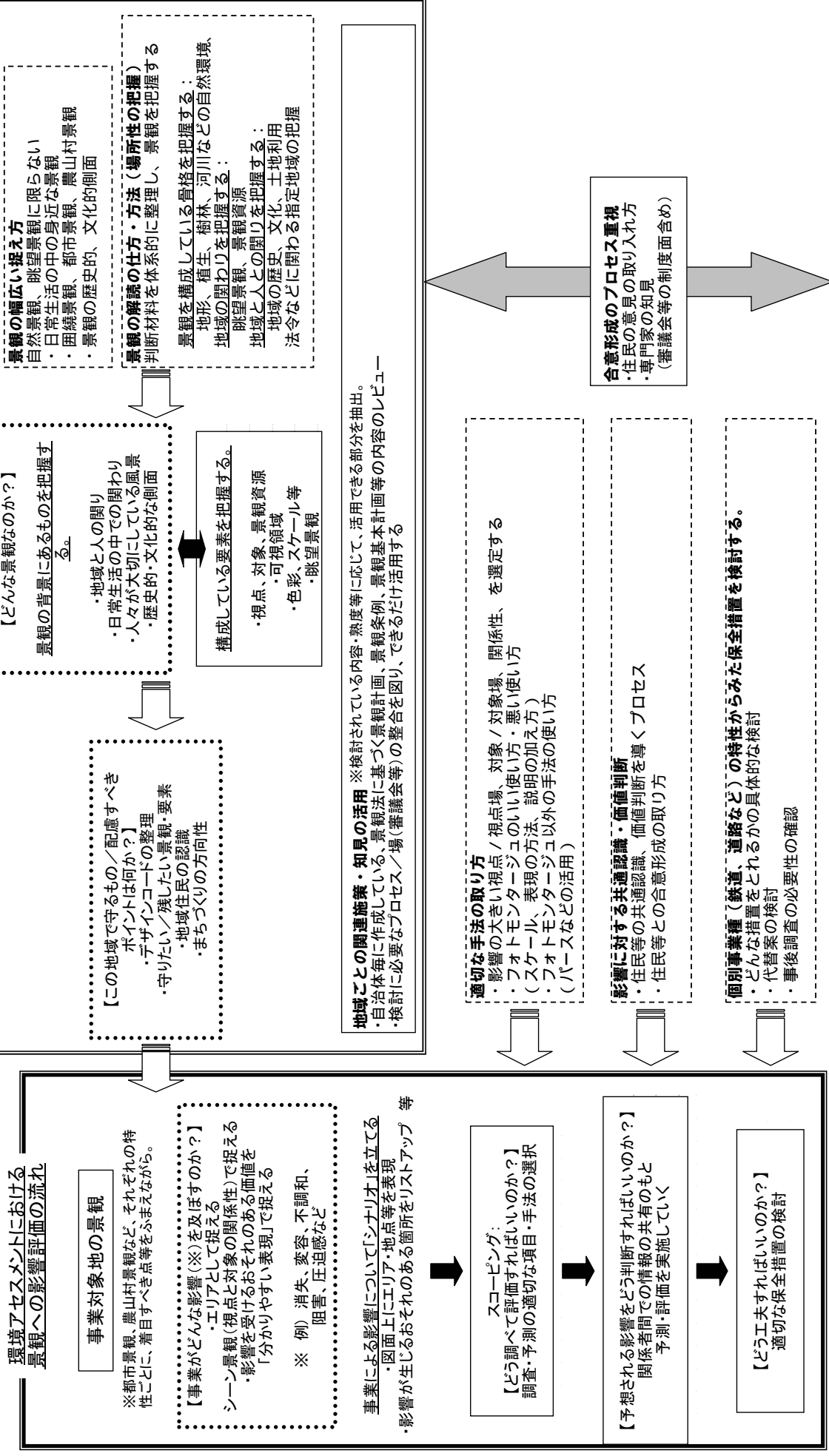
一点目としては、これまで、事業者の理解が十分ではなかったと思われる「事業対象地の景観(地域の景観の捉え方)」を丁寧に示す。具体的には、「目の前にしている景観の背景」として、歴史的・文化的側面や住民等との日常的なかかわり等を読み解き、地域においては既に定められている景観計画(景観形成の方針と基準など)を踏まえて、この地域で守るもの、配慮すべきこと、地域で目指している景観の方向性を確認するステップを新たに盛り込む。

二点目としては、景観の調査・予測・評価に係る一連のプロセスの中で、「合意形成のプロセス」を重視し、住民意見の取り入れ方や審議会等の役割を含めた専門家の知見の取り入れ方を検討する。

三点目としては、事後調査を含めた景観の環境保全措置検討の考え方、適切な環境保全措置のあり方を示す。

この景観の技術ガイドの構成イメージをもとに、平成18年度環境影響評価技術手法(景観関連)検討委員会の意見、指摘を踏まえて、景観の技術ガイドの作成方針とガイドの目次(案)を組み立てることとする(景観の技術ガイドの作成方針とガイドの目次(案)は第4章に記載)。

景観技術ガイドの構成イメージ図(案)



2 身近な景観における課題の事例検討

(1) 目的

景観の技術ガイドでは、1章「技術ガイド作成のための課題」で述べたように、都市景観、農山村景観、日常の身近な景観などの幅広い景観を対象とし、住民等と景観とのかかわりや地域の景観に対する思いを重視した内容を盛り込むこととしている。特に、住民等とのかかわりの深い身近な景観について、いかに住民等の意見を聴取し合意形成に努めながら、保全、創造していくかが重要な課題となっているが、身近な景観に関する環境影響評価の調査、予測、評価の手法は確立していない。

そこで、都市域、農山村地域における身近な景観を捉える上での留意点を整理するために、事例検討を実施した。具体的には、身近な景観に係る問題事例として、都市域で生じたマンション問題について、経緯と問題解決に至る論議、住民等の意見の聴取の状況等を整理するとともに、農山村地域での景観の変化など、課題がみられる事例の調査を行った。また、景観行政に住民等が深くかかわってきた自治体として、鎌倉市の事例を整理した。鎌倉市へのヒアリング調査では、自治体における景観行政の実態についても合わせて把握し、景観の技術ガイドで考慮すべき景観の環境影響評価と景観行政の役割分担及び連携の可能性を検討した。

(2) 事例検討の対象地

事例検討の対象地として、都市域に関しては、身近な景観について生じた問題の経緯や住民等の意見の聴取の状況など、住民等がかかわってきた身近な景観の問題に関する情報が得られる地域として、東京都国立市、東京都台東区のマンションの問題の事例を取り上げた。

また、景観行政に住民等がかかわってきた事例としては、意識の高い住民等の運動が、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という）の成立のきっかけともなった経緯を持つ鎌倉市を選定した。鎌倉市の事例では、過去の景観紛争（おやつ騒動）^{注1}以降、景観保全に関わる景観行政（まちづくり）が自治体レベルでどのように行われているのかをヒアリング調査や資料等から検証した。

その他、農山村地域に関しては、武蔵野台地の典型的な農山村景観を残している埼玉県入間郡・所沢市三富新田を選定し、農山村景観における身近な景観の課題を検討した。

注1) 昭和39年神奈川県鎌倉市の鶴岡八幡宮裏山の御谷（おやつ）と呼ばれる「鶴岡二十五坊跡」に宅地造成計画が発表された。これに対し、作家の故・大佛次郎氏ら文化人が反対運動に参加し、この運動を機に、住民等は財団法人「鎌倉風致保存会」を誕生させ、「鶴岡二十五坊跡」の緑地1.5haを買収した。このおやつ騒動がきっかけとなり、2年後の1966年に古都保存法が成立した。

表 2 事例対象地の概要

事例対象地	対象地の概要
①都市における身近な景観と住民等との課題 東京都国立市（大学通り）	住民等の景観保全の意識の高い山の手の住宅地。国立市の大学通りの景観など保全をめぐる住民運動が行われている。
東京都台東区（谷中及び周辺地域）	上野と本郷の二つの谷間の間に位置している地域。町屋など古い建造物があり、江戸時代の面影が残る歴史的にも古い地域、下町の住宅地。
②景観行政と住民等との課題 神奈川県鎌倉市	古都保存法が成立するきっかけとなった住民運動が起こった地域。寺など歴史的文化財と新興住宅地が混在し、地域の中で調和のとれた開発が求められている地域。
③農山村景観における身近な景観の課題 埼玉県入間郡・所沢市（三富新田）	武蔵野新田の雑木林、畑地、屋敷などが整然と配置された集落の残る地域。「屋敷」、「農地」、「山林」の短冊形態を単位とした集落景観。

(3)調査日時

鎌倉市の事例調査は平成 19 年 2 月 6 日に実施し、鎌倉市景観部都市景観課の担当者へのヒアリングを実施した。

東京都国立市の大学通り、台東区の谷中及び周辺地域、埼玉県入間郡・所沢市の三富新田の事例調査は、平成 19 年 2 月 19 日に実施した。

(4)都市景観

1)東京都国立市のマンション問題

1)－1 地域の概要

国立市は東京都西南部に位置する人口約7万人の市である。JR国立駅南口から伸びる長さ1.2km、幅44mの大学通りは、学園都市・国立のシンボルとなっている。この並木通りは、新東京百景や環境色彩10選、新・東京街路樹10景、新・日本街路樹100景にも選定されている。

国立の優れた町並み景観は、関東大震災の復興を機に大正12年ごろ田園都市を目指して建設され、その後、文教地区指定、景観条例制定、地区計画の指定など住民等が守り育ててきたものである。特に、大学通りや国立駅舎などの都市景観については、保全を求める住民運動が活発に行われてきた。

現在、国立市の大学通りは、国立市都市景観形成条例に基づく重点地区に指定されており、この沿道の一橋大学を中心に商店や住宅地の建物が広い街路空間と調和し、当地域に根ざす落ち着いた景観を形成している。

1)－2 マンション建設に関する問題の経緯

国立市では平成10年に「都市景観形成条例」を制定した。この条例に近隣商業地域、商業地域内における高さ31mを超える建築物、国立市都市景観形成基本計画に基づく重点地区の候補地に指定された大学通りの商業地域内における高さが20mを超える建築物を対象として、規模行為届出書を受理した日から起算して4週間以内に国立市都市景観審議会に報告し、意見を聴くことが定められていた。ところが、平成11年に大学通りに面した一角にマンション業者が高さ44mのマンション建設計画を発表し、これに対し住民達は市長を先頭にして反対運動を展開した。

マンション事業者が事前協議した段階では、国立市は20m以上の建築を認めていたが、その後の協議中、国立市はマンション敷地及び隣接する区域を対象として高さ20m以下に抑える内容の地区計画を策定し、国立市議会、本議会で地区計画条例改正案を可決した。これに対し平成13年に、マンション事業者は東京都から建築確認を取り、平成13年12月に14階建、高さ44mのマンションを完成、翌年から分譲を始めた。

マンション建設を止めることができなかった住民は、「建築禁止仮処分」の申し立て（平成12年）など多くの訴訟を起こすこととなった。一連の裁判のうち、平成12年には事業者及び都に対し「景観利益」を争点に訴訟を起こし、高さ20mを超える部分（7階以上）は違法であるとして撤去を求める民事訴訟を提起した。平成14年12月18日の東京地裁の判決では、景観利益を認めた上でこれは法的保護に値するとして、建築自体は適法であるが、大学通り側棟の20m以上の部分の撤去を求めるという内容の判決を出した。過去のマンション紛争で既に建築済みの建物に撤去を求めた事例はなく、判決はマンション紛争に一石を投じた。しかし、平成16年、東京高裁で一審判決が取消され、建築は適法であり撤去の必要は無いという判決が出され、平成18年に最高裁判決で確定した。最高裁判決では「景観権」は認めないとしながらも、良好な景観に近接する地域内の居住者の景観利益を認めた。



写真 1 問題となった大学通り沿いのマンション



写真 2 マンション前の歩道橋からみた大学通り



写真 3 大学通りの賑わい

1)－3 大学通りの景観保全に向けた住民の動き

マンション訴訟の問題以降、国立市の大学通りの景観保全について積極的な住民参加の動きが起こり、国立市都市景観条例に基づいた都市景観形成重点地区が指定された。

平成 11 年、大学通り（一橋大学から江戸街道までの区間）の沿道市民は、「大学通り学園・住宅地区景観形成協議会」を設立して、この協議会では、アンケート調査、まち歩き及び勉強会等の活動を重ね、重点地区景観形成計画案を作成し、平成 14 年 11 月 15 日にこれを市へ提出した。市は都市景観形成条例に基づき、平成 15 年 1 月に縦覧を行い、2 月に国立市都市景観審議会の意見を聴き、4 月 1 日に重点地区の指定をした。

大学通り学園・住宅地区の重点地区景観形成計画は、方針（憲章）と基準（ルール）から構成されており、方針では、大学通りの景観を守り、育て、後世に残すことが明示されている。基準では、建物の後退距離やブロック塀などの高さ、並木に調和した建築のデザイン、色彩、素材などが定められている。重点地区指定に伴い、平成 15 年 5 月 1 日から、大学通り沿道において新たに建物を造る場合は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第 15 条に基づき、市への届出が必要となった。

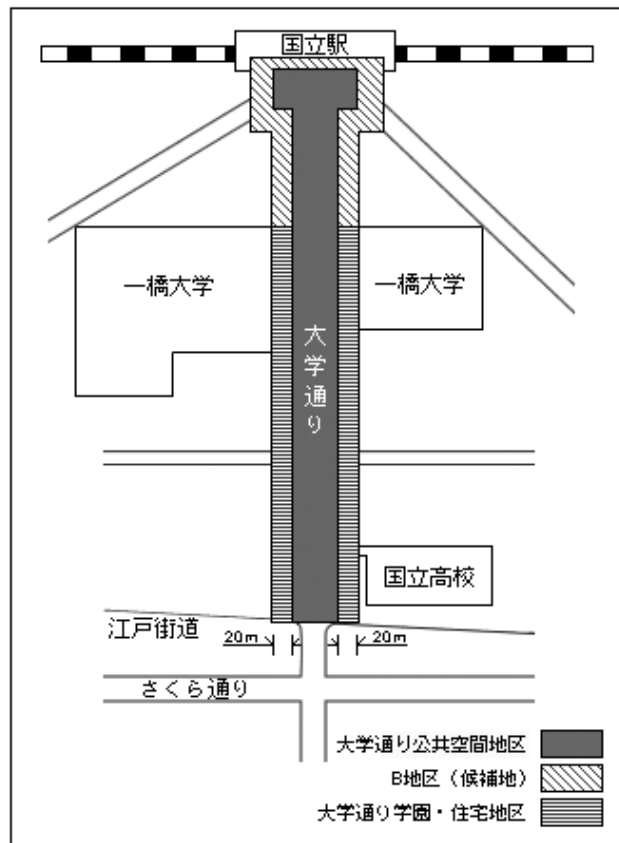


図1 重点地区の区域図（国立市HPより）

国立駅南口ロータリーから江戸街道までの車道、歩道及び緑地帯の部分については、平成 12 年に重点地区指定を目指し、「大学通り公共空間地区景観形成協議会」が設立された。協議会は、公募により選ばれた人、沿道の住民、一橋大学や車道の管理者等 11 名により構成された。平成 16 年 8 月に協議会は、重点地区景観形成計画の案を市に提出した。市はこれを受け、都市景観形成条例に基づき、平成 16 年 9 月に縦覧を行い、10 月に国立市都市景観審議会の意見を聴き、12

月 15 日に重点地区の指定がされた。

「大学通り公共空間地区重点地区景観形成計画」は、方針と基準、さらには大学通りの景観を守り、育て、つくることの仕組みとしての景観マネジメントからなっている。

重点地区指定に伴い、平成 17 年 2 月 1 日から当該地区において新たに工作物の設置等を行う場合は、都市景観形成条例に基づき、市への届出が必要となった。

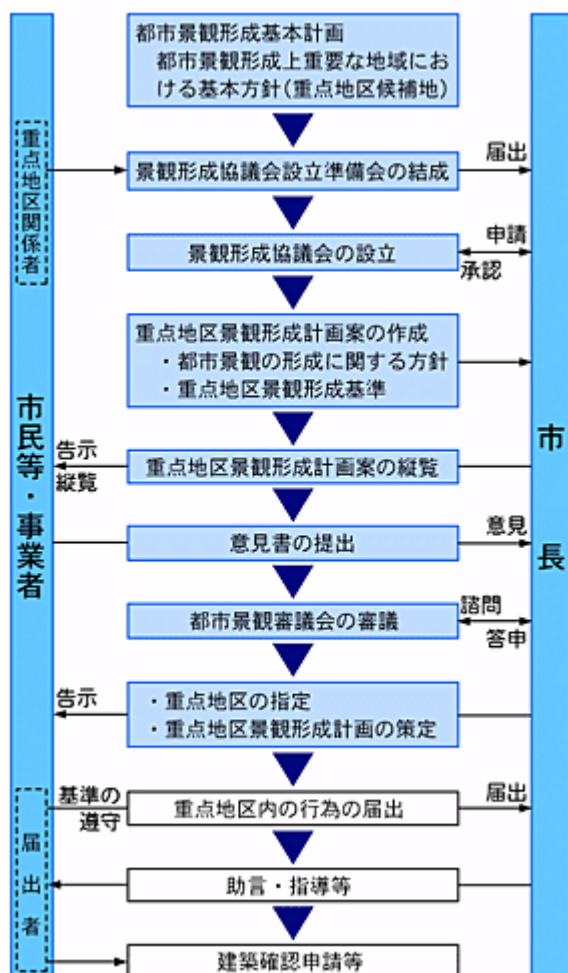


図 2 都市景観形成重点地区の指定の流れ（国立市HPより）

2) 東京都台東区(谷中及び周辺地域)のマンション問題

2)－1 地域の概要

通称谷中と呼ばれる地域は、東京、武蔵野台地の東端にあり、台東区の北西部、上野公園から荒川区西日暮里道灌山、北区飛鳥山に連なる丘の中ほどで、西は文京区根津・千駄木の谷に続く約 83ha の寺町、住宅地である。江戸時代、1648 年（慶安元）に江戸の拡張に伴い、神田から当時江戸の周辺部だった谷中へ 15 の寺院が移転されたことが、谷中が寺町として形成される発端となった。その後、明治・大正期には東京の都市域の拡充とともに、商工業者が多く移り住み、谷中は寺を中心とした職人文化の町となっていった。

現在の谷中は、住宅地がそのほとんどを占め、江戸時代から続く 70 を超える寺と門前の町並みが残し、江戸期の町のたたずまいが感じられる地域となっている。また、幕府廟、谷中霊園、上野公園に挟まれているため、急激な市街地化が進むことなく昔からの樹林も残っている。

しかし 1980 年代後半からマンション建設が増えてきて、マンション建設の見直しを求める住民運動が契機となって、町会、仏教会、商店街など既存の地域の団体が集まって「谷中地区まちづくり協議会」を設立し、住民等による自発的なまちづくり活動が展開されている。また、1990 年代ごろから、生活文化に親しむ町歩きや下町、昭和レトロのブームで、谷中に散策に訪れる観光客も増えてきた。都内にある 16 ヶ所の富士見坂のなかで唯一富士山が見える坂として、住民等に親しまれている坂がある。しかし、この坂もビルの建設で富士山が見えにくくなっている。



写真 4 谷中の町屋



写真 5 谷中の蔵



写真 6 日暮里の富士見坂

2)ー2 三崎坂のマンション建設問題

平成10年に、台東区谷中にある三崎坂の寺町の中央に、高さ27.8m、9階建てのマンションを建設する計画が発表された。谷中の住民等は、寺町にビルが林立することを危惧し、入谷仏教会、谷中三崎町会、地域の建築専門家集団NPO「谷中学校」^{注2)}、NPO「谷中千工房」らと共に住民大会を開き、300人ほどの住民等が集まった。

このマンション建設計画が契機となり、「道路の境界線から5mまでは、4階以下（高さ14m）で、道路の境界線から5m以上は6階以下（高さ18.5m）の制限を設ける」という谷中地区の中での建築協定を締結すると共に、建築主の事業者と話し合いを重ね、9階建ての計画の一部を4階建てと6階建てに変更した。その他、複数の外壁色の中から地域に調和する色を住民等が選ぶなどの合意を得た。このマンション建設の見直し活動は、単なる反対運動ではなく、まちづくりの視点にたった見直し活動として展開された点が特徴である。



写真7 住民等と建築主が話し合いを重ね、合意を得て建築されたマンション

注2) NPO「谷中学校」とは、谷中界隈の生活文化を大切に、まちの魅力を育て未来に受け継ぐために、関連した活動を支援し、良好なネットワークを形成することを目的とする地域の建築家専門家集団のNPOである。活動内容は、谷中界隈の地域資産を広く住民が再認できるイベントの企画運営、地域資産の調査と結果の編集・発行、歴史的景観や生活環境の保全育成、歴史的文脈や生活環境を育む建設行為に係る活動等である。マンション建設見直し運動では、その専門性を活かし、マンションの模型を創って住民に説明し、住民案を具体化する過程で大きな役割を果たした。また、「まちづくり憲章」の素案作成、「まちづくり協議会」の設置提案なども行ってきた。その他、台東区の「下町型住宅のあり方に関する調査」、「密集市街地町づくり活動調査」の助言を行っている。

2)ー3 上野桜木のマンション建設問題

平成12年に台東区上野桜木に14階建てのマンションが計画され、住民等からは、マンションの建物の高さ、幅、奥行きといったボリュームが周辺環境に対し圧倒的に大きすぎる事に加えて、建物の外観、素材、色等の周辺との調和に関する計画が不明であるとして、詳細な計画の提示を求める意見が出された。

しかし、駐車場の地下収納型への変更、南側路地の安全対策等などの事業者側の対応はあったものの、住民等が検討、対応を求めた外観、高さなど本来の課題は解決されないままマンションは施工、供用された。



写真8 合意形成に至らずに施工されたマンション

2)ー4 マンション建設問題を契機とした谷中のまちづくり

マンション建設の見直しを求める運動が起こる前の谷中は、地域の建築専門家集団NPO「谷中学校」など一部の団体がネットワークを築きつつも、各種団体は基本的には個別に活動を行っていたため、住民団体間のネットワークはなく、地域コミュニティによる住民参加の活動として表面化してこなかった。

しかし、マンション建設の見直し運動を契機に、町連合会、仏教会といった既成組織が住民運動に積極的に参加するようになり、「三崎坂建築協定」や「まちづくり憲章」の作成、「まちづくり協議会」の設置など、協働でのまちづくり展開するようになった。谷中の「まちづくり憲章」では、地域のまちづくりに対する基本的合意が住民等の中で確認された。また、「まちづくり協議会」の設置により、住民組織間のネットワークが制度化された。

3) 鎌倉市の景観行政

鎌倉市の事例検討では、過去の景観紛争（昭和 39 年の「おやつ騒動」）以降、景観保全に関わる景観行政（まちづくり）がどのように行われているのかを検討した。

そのため、鎌倉市の担当者に対するヒアリング調査や資料等に基づき、下記の項目について検証した。

- ・古都保存法成立のきっかけとなった昭和 39 年の鶴岡八幡宮裏二十五坊跡地付近の宅地造成反対（おやつ騒動）以降の、意識の高い住民運動への行政の対応と、それに伴う鎌倉市の景観行政の変遷
- ・鎌倉市における景観、まちづくりに対する住民等の参加や合意形成等の取り組み
- ・都市景観や歴史的景観に対する取り組み
- ・景観の環境影響評価など既存の景観施策を含めた今後の行政の取り組みにおける課題等

3)－1 住民意識の関わりからみた鎌倉市の景観行政の変遷

①古都保存法成立の契機となった住民運動

昭和 39 年に、源氏の氏神で鎌倉のシンボルともなっている鶴岡八幡宮の裏手山である鶴岡八幡宮裏二十五坊跡地付近に、宅地造成計画が持ち上がった。

緑に囲まれた風情のある社に住宅が建ち並ぶと鎌倉の魅力が失われると危惧した住民等が、おやつ騒動と呼ばれる反対運動を展開し、世論形成にまで及び古都保存法を成立させるきっかけとなった。



写真 9 古都保存法の発祥の地（おやつ）

昭和 41 年に鎌倉市は、古都保存法に基づいて歴史的風土保存区域の指定（約 695ha）を受けた。また、昭和 13 年に市全域の約 55.5%にあたる約 2,194ha が都市計画法に基づく風致地区に指定されており、鎌倉市は古都保存法と風致地区の制度を活用した緑保全の景観施策に取り組んでいる。

おやつ騒動後、高度経済成長期に入り住民運動は下火になったが、鎌倉に対する「古都」、「高級住宅地」というイメージが生まれ、他の地域から移住する人が増えてくるようになった。このような新住民は、古都鎌倉の景観の保存に高い意識を持っており、旧住民より規制強化を望む傾向が顕著とのことである。

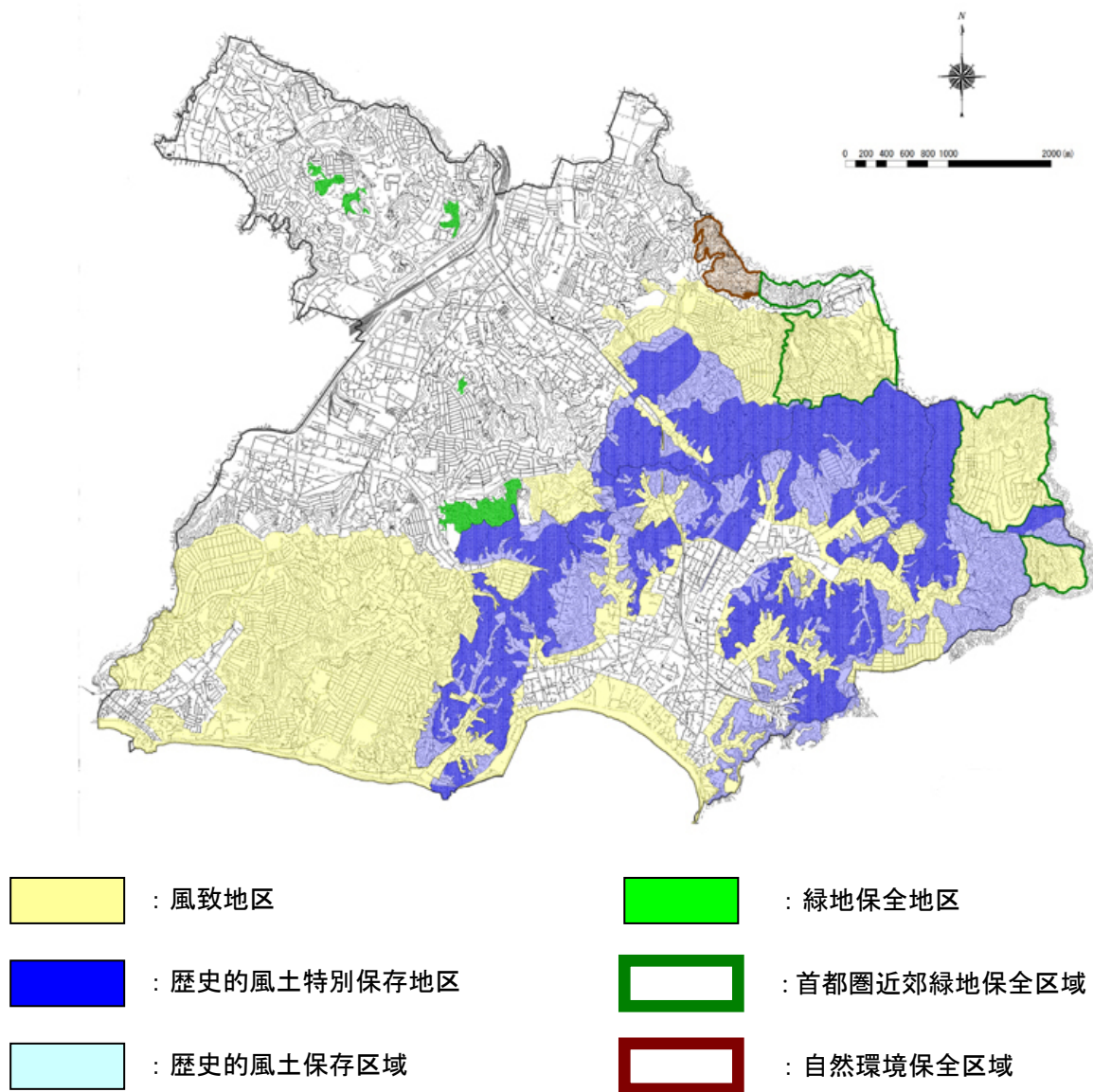


図3 鎌倉市歴史的風土保存区域・風致地区等指定図 (鎌倉市発行)

②都市景観条例の制定までの景観施策

鎌倉市では、1990年代前半までは、古都保存法や都市計画法の用途地域制度などの国の制度と、それらの対象となっていない市街地に対する高さ規制などの行政指導により、景観施策を進めていた。しかし、激変する社会、経済状況、市民のニーズに合わせて、平成6年に景観形成の基本的な考えを示す「鎌倉市景観形成基本計画」を策定し、平成7年には基本計画を実現するためのツールとして、「鎌倉市都市景観条例」を制定した。さらに、平成8年には景観形成を専門的に取り組む「都市景観課」を設立し、市独自の景観施策に取り組む体制となった。

鎌倉市の景観行政は、おやつ騒動に始まり、住民等の後押しを受けて景観政策が順調に進んできたようにみえる。しかし、地域住民の間でも意見の相違があるとのことで、15mの高さ規制に対しては、商業地域の住民から強い反発が出ており、都市景観条例で市民の財産権は尊重すると特記するにいたった。

また、鎌倉には「古都」のイメージが強いが、町並みを形成する近世の歴史的建築物などの歴史的景観資源が少ない。そのため、「鎌倉らしい景観」や「鎌倉の景観に対する将来像」を住民等の中で共有することは難しいという問題がある。したがって、鎌倉市の景観施策は、同じ「古都」のイメージを有していても、京都や奈良で取り組まれているような保存型のまちづくりとは違い、他の多くの地方自治体と同じように、鎌倉の価値のある景観資源を住民等と発掘していく創造型のまちづくりを展開している。

行政担当者が1990年頃から住民等に対して働きかけてきたこととしては、「鎌倉には高い建物が建てられない」と思い込んでいる住民等に対し、都市計画制度などの現行の制度の解説を行ったり、景観資源の発掘による「鎌倉らしい景観」への啓発などを進めてきたことなどが挙げられる。



写真 10 行政指導により高さ規制されてきた市街地

③景観法の施行と景観計画の策定

鎌倉市は平成 17 年 5 月に景観法に基づき景観行政団体となり、平成 18 年 1 月に景観計画が運用開始となった。鎌倉市の景観計画の特徴は、鎌倉市域を 21 の類型に区分し、地域の景観特性や課題、景観資源等を示しながら、きめ細やかに景観形成の考え方を示している点である。「周辺の景観の特徴をつかむ」、「周辺景観になじませる」、「周辺景観の向上に役立つよう工夫する」といった遠景から近景レベルでの景観形成について、21 類型ごとに重点的なテーマをイラストなどで表現し、具体的で地区の景観イメージが市民にも分かりやすい景観形成の誘導を行っている。また、景観に対する新たな規制は市民の合意形成が得にくいので、新たな規制や制限を課すことなく、これまでの景観施策を継承していくというスタンスで表現されている点も特徴的である。

現場レベルで景観法を運用する問題としては、景観法で定めた「景観重要公共施設」の運用上の問題がある。施設管理者である神奈川県からは、指定について概ねの了解は得られているものの、具体的な整備にあたっては鎌倉市と神奈川県との間で調整が難しく、現在、「景観協議会準備会」を立ち上げ、整備の方針、占用許可などの基準、制度の運用について協議を行っている。

【特定地区の指定】

鎌倉市では、地域の特性を活かした景観形成が必要な地域を景観計画の中の「特定地区」に指定し都市の景観形成を進めている。「特定地区」では、住民等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成の方針・基準の策定を特定地区計画として定めている。「特定地区」では建築行為を届出対象としている。

現在、鎌倉市では特定地区として「由比ガ浜通り地区」、「由比ガ浜中央地区」、「鎌倉駅芸術館周辺地区」の三箇所が指定されている。

「由比ガ浜通り地区」及び「由比ガ浜中央地区」は、戦前からの近代建築の店舗が点在し、近代の看板建築や出し桁造り等の伝統的な意匠の建築物が歴史ある商店街のまちなみを形成している。「由比ガ浜通り地区」は、商店街の事業者等の住民が自主的にまちづくりや景観ルールの作成に取り組んでいた経緯があり、これを踏まえて、特定地区計画には、特定地区形態意匠や外壁素材について景観形成基準を設けた。



写真 11 由比ガ浜中央地区の近代建造物

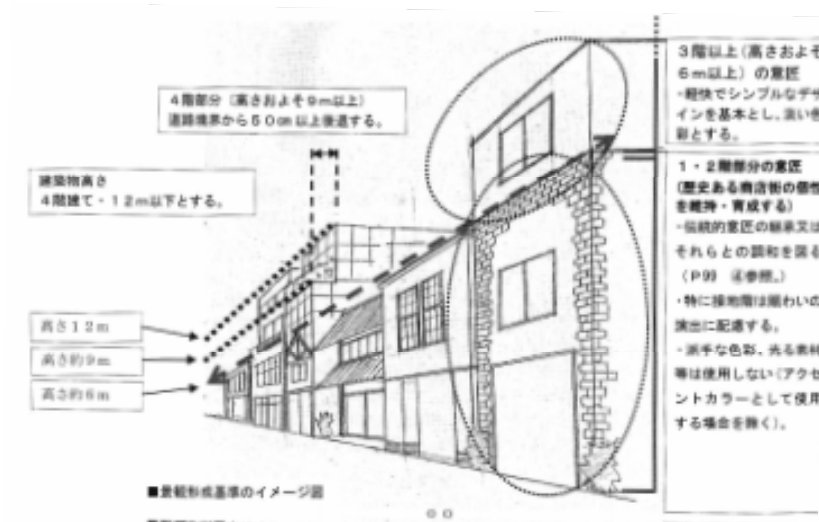


図4 由比ガ浜通り地区の景観形成基準のイメージ図（鎌倉市景観計画）

「鎌倉芸術館周辺地区」は、教育、文化、医療、研究など機能集積にあった、明るく統一感のある空間を演出するため、鎌倉芸術館に合わせて、商業施設の建築の高さ、色彩、明度などに関する事項が景観形成基準として設けられている。



写真12 鎌倉芸術館



写真13 鎌倉芸術館周辺の商業施設（高さ・色彩の統一）

3)－2 住民等の参加・活動の促進

①鎌倉市の景観資源の発掘等の試み

鎌倉市の住民の間では、昔から暗黙のうちに住まいの作法、商いの秩序があった。そこで、「鎌倉のかたち まち並みづくりの心」という小冊子を都市計画課で作成し、鎌倉市特有の住まいの作法を読み取れるように継承していこうと呼びかけを行っている。また、鎌倉には景観に関する市民団体は多いが、その7～8割は宅地化に対する反対運動であり、運動中は盛り上がるがマンションなどができると活動も終わってしまい、継続的な景観保全の活動としてはあまり機能していないのが現状である。そこで、鎌倉市では「景観作り賞」を設け、景観に対して継続的に貢献している団体を表彰し、行政とNGOとのネットワーク化を試みたこともあった。

その他、平成17年には「地域の個性を活かした景観づくり～みんなで発見！まちのお宝探検隊～」というシンポジウムを開催した。このシンポジウムでは鎌倉市を8地区（西御門・二階堂・雪ノ下、若宮大路、鎌倉駅西口、小町二丁目、材木座、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、長谷）に分け、地区ごとに住民等が主体となり、まち歩き等のワークショップを開催し、地域の個性や特性について考えた。このシンポジウムでは、企画運営を市民が行い、その結果、市民が市民を集めるかたちで延べ約2,700人が参加し盛り上がりを見せた。

②景観法を活用した住民等の参加の推進

景観法では、住民等の参加の促進につなげるために、新たに景観協議会や景観整備機構などの仕組みが新たに作られた。

景観協議会は、景観重要公共施設の整備に関する事項の検討など、様々な主体（施設管理者、周辺住民等）間の調整を効果的に行うために設立することができるもので、施設の整備に関する事項や周辺の景観づくりのルール（特定地区の指定等）の検討の他、イベントの企画・運営など、都市景観の形成に関する市民意識の醸成などにも積極的に取り組むことを役割としている。

景観整備機構は、市民やNPOの主体的な都市景観の形成の取り組みを支援するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定する仕組みである。景観整備機構は、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民等の合意形成に向けたコーディネートの役割が期待されている。

現在、景観法を活用した鎌倉市の取り組みとしては、既に複数の地域から特定地区の申請の要請があることから、公共施設管理者（県・市）との協議の場（景観協議会設立準備会）を設置し、今後も継続的に関係者との協議を重ね、景観計画の内容の充実を図ることとしている。鎌倉市では景観協議会設立準備会が設置された段階だが、景観協議会や景観整備機構などの住民組織の参加の促進、及びその連携が課題といえる。

3)－3 今後の取り組みにおける課題

①景観の環境影響評価に関する取り組みと課題

鎌倉市では、景観の環境影響評価に関する取り組みとして、平成8年に「一定規模以上の建築物等の景観形成ガイドライン」を作成した。このガイドラインでは、古都鎌倉にふさわしい景観形成を推進するため、事業者「近代的なビルが林立する場所とは違う鎌倉という自然豊かな歴史的場所性を意識すること」「古都鎌倉を意識し、市民、国内外から訪れる観光客に配慮すること」などを呼びかけ、大規模な事業に対しては事前に住民等に意見を聞いて事業計画をたてることを期待している。

しかし、住民等は事業計画だけを見ても意見は出しにくく、事業に対して供用前に住民等が関心を持ち、意見を述べたりすることは、現実的には難しいことが課題となっている。また、事業者がデザインの協議用に使えるよう、「一定規模以上の建築物等の景観形成ガイドライン」を参考に、周辺景観に対する事業者の考え方、建物別の留意事項などの留意点を記載するチェックシートを鎌倉市が作成したが、事業者が項目を一つずつ確認する作業にとどまってしまう、事業者が徹底することが困難であった。

鎌倉市の担当者レベルが感じる景観の環境影響評価の問題としては、事業者が樹林地の残し方を工夫するなど、よりよい保全措置について十分検討することが重要であるとのことである。

②景観法・関連法令等を活用した都市景観形成の施策

鎌倉市では、現在、景観計画をベースにまちづくり制度（自主まちづくり計画、景観形成地区、地区計画、建築協定等）の見直し、体系整理に取り組んでいる。今後の景観整備は、公共事業や大規模な開発から、個別の建築行為や地域の環境改善といった、協議・調整型の景観形成が中心となることが想定される。そのため、市民参加による景観評価（景観の環境影響評価、デザインレビュー等）の仕組みについても検討している。

また、行政内部の調整を横断的に行える検討組織の強化を図り、必要に応じて国や県、その他関係機関との連携体制を整え、効率的に魅力のある都市景観形成に取り組むための推進体制づくりに取り組んでいる。



図5 都市景観形成の推進スケジュール（鎌倉市景観計画）

(5)農山村景観 埼玉県入間郡・所沢市(三富新田)

1)地域の概要

埼玉県の三富新田は、埼玉県の南部、上富（かみとめ：三芳町）、中富（なかとめ：所沢市）、下富（しもとめ：所沢市）の三地区を総称したエリアの名称である。

三富新田は、1694（元禄7）年に川越藩主柳沢吉保により開拓された新田集落である。「屋敷＋農地＋山林」の短冊形態を単位とした規則的な土地利用が武蔵野の景観を形づくっている。三富新田地域は、埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」としての指定も受けており、今日まで維持されている歴史的・文化的遺産として評価されている地域である。

2)三富新田の景観の変貌

1960年以降、隣接市街地におけるマンション開発や宅地造成に伴い、三富新田特有の屋敷林、耕地、雑木林といった地割が徐々に崩壊している。特に、関越自動車道が縦断している付近は、都市化のインパクトが強く、スプロール的に工場や流通関連の事業所が立地し、土地利用の規則的配置が崩れている箇所が多くみられる。

また、三富新田の集落の雑木林は長い年月の間、所有者（農家）が利用し、管理することによって維持されてきた。しかし、1980年代以降周辺の急激な宅地開発圧力の下で、所有者が雑木林を生産の場としてではなく、資産として所有するようになり、荒れた状態の雑木林がモザイク状に出現するようになった。

農山村では、このように生産の場としての土地利用が基盤になって景観が形成されており、景観の保全を考える上で、伝統的な土地利用形態などの景観の構造に配慮した農山村の景観の捉え方が課題といえる。



写真 15 関越自動車道と三富新田

(6)まとめ

1)都市域における身近な景観の課題

国立市や台東区谷中のマンションの事例では、住民等が長年かかわってきた身近な景観について住民等の保全意識が高く、身近な景観が事業により変容、改変、消失することへの危機感が住民等間の結束を強め、運動の大きな要因になっていた。これらの事例からは、事業の計画段階での情報の共有、住民等の意見の聴取や合意形成の手続きの重要性が示唆された。また、これらの事例はいずれも、問題発生を契機に住民等が主体となった協議会等の機関が設置され、事業者、行政との対話を通して、住民運動がまちづくりへと展開しており、その後の景観行政に配意されているようであった。

2)景観行政と住民等がかかわってきた身近な景観における課題

鎌倉市の事例は、まちづくりの問題として、住民運動が契機となって古都保存法の成立まで導いたことで有名だが、現在の高さの規制等を含めて「鎌倉らしい景観の将来像」を住民等の間で共有することの難しさという課題があることが分かった。行政としては、住民等と協働で鎌倉市の景観資源を発掘するなど、市民参画による協議・調整型のまちづくりを推進していた。今後、景観計画をベースに、景観の環境影響評価やデザインコードのレビューなどの検討を進め、行政内部の調整を横断的に進めること等が課題であると考えられる。

3)農山村景観における身近な景観の課題の事例検討

三富新田の事例では、畑、雑木林、屋敷などの土地利用が基盤となって形成されている特徴的な農山村景観において、都市化のインパクトにより、徐々に伝統的な土地利用形態が崩壊し始めていることが分かった。農山村景観においては、土地利用形態などの景観構造に配慮することの重要性が示唆された。

4)事例検討を踏まえて景観の技術ガイドで盛り込むべき内容

身近な景観における課題の事例検討から、国立市や台東区谷中の事例のように、計画段階から住民等に情報を公開し、住民等の意見を聴取する合意形成プロセスが、問題解決に影響することが分かった。

したがって、景観の環境影響評価では、特に住民等が長年かかわってきた景観については、住民等の意見の聴取・配意の仕方が重要になる。そのため、景観の技術ガイドでは、景観の環境影響評価の手続きの中でどのような意見聴取の方法があるのかを検討する必要がある。また景観行政との整合性の課題に対応するため、景観の技術ガイドでは、住民等の合意形成のプロセスのあり方、景観の環境影響評価の中で取り扱うべき内容を検討する。